

新潟県民会館(大・小)ホール希望票

指定管理者(公財)新潟市芸術文化振興財団
新潟県民会館長 岡本 泰子様

令和 年 月 分

会館受付日

使用希望日	第1希望日	月	日()	時から	貸出区分 *下記時間内で予定を組んでください(準備・片付を含む)。 午前 9:00～12:00 午後 13:00～17:00 夜間 18:00～22:00								
	第2希望日	月	日()	時から									
	第3希望日	月	日()	時まで									
催物名称					・入場対象 (対象全てに○印) 一般・関係者・招待 ・入場予定人数 人								
使用時間		①	②	③	会議室								
	準備	:	:	:	*控室等で使用希望の場合、希望箇所に印をつけて下さい(楽屋は除く)。 <input type="checkbox"/> 第1会議室 <input type="checkbox"/> 談話室A <input type="checkbox"/> 第2会議室 <input type="checkbox"/> 談話室B <input type="checkbox"/> 第3会議室 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 第4会議室 (使用予定 時から 時まで)								
	開場	:	:	:									
	開演	:	:	:									
	終演	:	:	:									
片付終了	:	:	:										
主催者名	住所〒 氏名			担当者 連絡先	Tel Fax								
注意事項	<p>1 大・小ホールどちらかに○をつけて下さい。</p> <p>2 収容人数は大ホール1,730人、小ホール300人です。立ち見はできません。定員は厳守下さい。</p> <p>3 使用時間は準備・リハーサル・後片付け等に要する全ての時間を含みます。必ず、この時間内で予定を組んで下さい。</p> <p>4 使用日数が2日以上、もしくは公演回数が2回以上の場合、②・③欄に記入して下さい。</p> <p>5 第1希望日が競合した場合、第2・3希望日で調整することがあります。第1希望日のみ、または第1・2希望日のみを記入の場合、他希望日はなしと判断し、全ての調整が終了するまで他の日程へ移動できない場合があります。調整後なお競合した場合、話し合いが抽選になることがあります。</p> <p>6 電話や口頭による申込は一切受付けていません。</p> <p>7 希望票の受付けは、利用しようとする日の13ヶ月前の月の1日～25日までです。(例:8月使用希望の場合⇒前年の7月1日～7月25日の間に提出)</p> <p>8 大ホールの催物によりまして、小ホール内に音もれる場合がございます。小ホールご希望の方はご了承のうえ、お申込み下さい。</p> <p>◇調整基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">優先順位</td> <td style="text-align: center;">適用基準</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>内容が確定している不特定多数を対象の文化・芸術事業</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>内容が確定していない不特定多数を対象の文化・芸術事業</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>上記以外の催物</td> </tr> </table> <p>※同一優先順位の場合は、使用期間が長期の催し物を優先とする。</p> <p>ア 希望票の提出は、催物の主催者が行うものとする。</p> <p>イ 同一の催物で、複数の申込みはできないものとする。</p> <p>ウ 希望票締切後は、催物名称(内容)、使用日、使用区分、主催者名の変更、また使用の取消も原則としてできない。万が一、変更や取消をした場合でも、使用料の徴収対象とする。</p> <p>エ 決定後は、すみやかに使用申込み手続きを行うものとする。</p> <p>オ 使用料の納期限は厳守する。未納の場合は、使用を取消す場合もある。</p> <p>カ 催し物の宣伝等は、使用承認書の交付を受けてから行うものとする。</p>					優先順位	適用基準	1	内容が確定している不特定多数を対象の文化・芸術事業	2	内容が確定していない不特定多数を対象の文化・芸術事業	3	上記以外の催物
優先順位	適用基準												
1	内容が確定している不特定多数を対象の文化・芸術事業												
2	内容が確定していない不特定多数を対象の文化・芸術事業												
3	上記以外の催物												
					別紙「注意事項」を承諾の上、ご署名ください ご署名								

処理事項 月 日決定済 確認者印